

経営事項審査 Q&A
宮城県知事許可業者向け

目次

■ 申込・申請

- Q1. 申込はいつから可能か。
- Q2. Logo フォームの使い方が分からないので経審の申込を郵送で行いたい。
- Q3. 申込票の特殊経審の欄は何を選択したら良いのか。
- Q4. 申込票の送付予定年月日の日付は発送する日を書くのか。
- Q5. 送付予定年月日に遅れる時は連絡が必要か
- Q6. 控えは返却してもらえるのか。
- Q7. 申請書類は書留以外で送ってはならないか。レターパック（赤）ならよいのではない
か。
- Q8. 受審したい審査日に審査を受けられないことはあるか。
- Q9. 受付票はいつ返送されるのか。
- Q10. 申込ができていないか確認したい。
- Q11. 代理人宛に結果通知書を送ってもらいたい。
- Q12. 結果通知日を過ぎたが結果通知書が届かない。
- Q13. 結果通知書を確認したら、申請した内容（技術者や業種等）に誤りがあったことに
気が付いた。再度審査を受けることは可能か。
- Q14. 経審の結果通知書をなくしてしまった。再発行してもらいたい。
- Q15. ある建設業者の経審の結果を確認したい。

■ 電子申請

- Q16. 電子申請にしたい。どうしたらよいのか。
- Q17. 電子申請にすると、結果通知書も電子になるのか。
- Q18. 電子申請にすると、いつ審査されるのか。
- Q19. 電子申請システムの操作方法がわからない。
- Q20. システムで申請書を作成したが、送信できない。
- Q21. 手数料はどうやって納付すれば良いか。
- Q22. 電子申請では受付票の送付は必要ないのか。

Q23. 納税証明書・経営状況分析結果通知書の写しをアップロードしたが、紙の原本は送付が必要か。

■様式第二十五号の十四（申請書一枚目）

Q24. 審査基準日後に建設業許可を取得した業種を、経審の対象業種とすることは可能か。

■別紙一 工事種類別完成工事高

Q25. 消費税が未納だが、審査を受けられるか

Q26. 消費税の確定申告書における税額（差引税額⑨＋納税額⑳）と納税証明書の納付すべき額が一致しない。

Q27. 完成工事高が消費税の確定申告書の課税標準額よりも大きな金額になっているが
良いか？

Q28. 内訳業種の記載が必要な場合は？

Q29. 土木一式工事・建築一式工事に含むことができる専門工事は？

Q30. 昨年までは「とび・土工・コンクリート工事」を「土木一式工事」に含んで申請していたが、今回はそれぞれ申請したい。前年・前々年の完成工事高はどのように記載したら
よいか。

Q31. 計算基準の区分を「2. 3年平均」を選んだ場合の記載方法がよく分からない。

Q32. 前年・前々年の各業種別の完成工事高は平均値の端数切り捨てとなるが、その結果、
合計値と業種別の工事高の総和が一致しなくなった。

Q33. 昨年までは5業種で申請していたが今年は1業種のための申請。申請しない業種も
記載すべきか。

Q34. 親から個人事業を承継したが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含めるこ
とができるか。

Q35. 個人事業主から法人成りしたが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含める
ことができるか。

■別紙三 その他の審査項目

Q36. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況は小規模工事も含め全ての工事に対応が必要なのか。

Q37. 法定外労働災害補償制度加入の加点の条件とは？

Q38. 審査基準日時点での法定外労災の加入証明書を既に保険期間が終了したため、廃
棄してしまった。

Q39. 防災協定を締結しているわけではないが、防災活動に参加した。加点対象となるか。

- Q40. 防災協定を複数締結している場合は、さらに加点があるか。
- Q41. 2級登録経理試験の合格者の合格証や登録証は毎回添付が必要か
- Q42. 項番【61】、【62】に該当する資格とは何か

■技術職員名簿（別紙二）

- Q43. 同一の技術者が同一業種に二つの資格を記入できるか。
- Q44. 審査を受けない業種の資格を記入しても加点となるか。
- Q45. 審査対象業種に技術者0人の業種があっても良いか。
- Q46. 技術者の資格証の写しは毎年添付必要があるか。
- Q47. 大臣認定者で監理技術者講習を受講している場合、講習受講欄は「1. 有」にして
よいか。
- Q48. 「土木施工管理技士」「建築施工管理技士」で解体業の申請する場合は資格証だけ
でよいか。
- Q49. 審査基準日時点で有効であった監理技術者講習の修了証が申請時までには有効期限
が切れたので、更新を行った。新旧どちらの修了証を添付すれば良いか。
- Q50. 監理技術者補佐については、資格証明として技術検定1級の第一次検定合格通知
を提出すれば良いか。
- Q51. 実務経験で監理技術者資格者証を取得している技術職員を監理技術者補佐として
記載したい。
- Q52. 審査基準日から審査日までの間に退職してしまった技術職員は対象となるか。
- Q53. 技術者が高齢で健康保険の対象から外れている。厚生年金保険の標準報酬月額の
お知らせでも代用可能か。
- Q54. 継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿はどのような場合に提出するか
- Q55. 出向社員は対象となるか。
- Q56. 登録基幹技能者はどの業種を選択できるのか。

■建設機械の保有状況一覧表（別表1）

- Q57. 審査の対象となる建設機械は何か。
- Q58. バックホウを新規に購入してから日が浅いため、特定自主検査をまだ行っていな
い。この場合、加点はされないか？
- Q59. 審査基準日以降に1年7か月以上の残期間のあるレンタル契約の場合は、加点对
象となるか。

■技能者名簿（様式第5号（改））

- Q60. 対象の技能者はキャリアアップシステムに登録した技能者のみが対象か？
- Q61. 技能者と技術者の両方に該当する場合は両方カウント可能か？

■申込・申請

Q1	申込はいつから可能か。
----	-------------

特に定めはございません。審査を受審するには事前の決算変更届の土木事務所への提出から3週間以上経過、かつ、経営状況分析の結果通知書の原本があることが必要ですので、その時期の見込みが立ちしだい申込票を送付頂いてかまいません。

Q2	Logo フォームの使い方が分からないので経審の申込を郵送で行いたい。
----	-------------------------------------

Logo フォームでの申込のみ受け付けています。

使用方法が分からない等の場合であっても、代わりの人に送信してもらうなどして申し込んでください。

Q3	申込票の特殊経審の欄は何を選択したら良いのか。
----	-------------------------

前年に経審を受けていて決算日変更など特別な変更が無い場合は空欄のままにしてください。

新規・決算期変更等などの場合は該当するものを選択してください。

Q4	申込票の送付予定年月日の日付は発送する日を書くのか。
----	----------------------------

事業管理課へ到着する見込みの日を記載してください。

審査日ごとの提出期間(必着)を設けていますので、ホームページで日程表をご確認の上、送付予定年月日をご検討ください。

Q5	送付予定年月日に遅れる時は連絡が必要か
----	---------------------

申込票の送付予定年月日と実際の到着がずれてもご連絡は不要です。

ただし、当初予定されていた審査日の提出期間内に到着しなかった場合は、次回審査日に廻ることになりますので、ご了承ください。

同様に、1回前の審査日の提出期間内に到着し、枠に空きがある場合には、前倒して審査を行います。

Q6	控えは返却してもらえるのか。
----	----------------

申請書類および添付書類は1部のみ送付し、控えは送付せずに保管してください。

受付確認が必要な場合は受付票を同封してください。

受付票は審査後にFAXで送付します。

Q7	申請書類は書留以外で送ってはならないか。レターパック（赤）ならよいのではないか。
----	--

収入証紙を送付頂くので、郵便事故が発生した場合に補償がある書留での送付をお願いしています。

書留以外で送付して万が一郵送途中で紛失された場合、事業管理課では責任を負えませんので、ご了承ください。

Q8	受審したい審査日に審査を受けられないことはあるか。
----	---------------------------

審査日ごとに上限を設定しており、申込フォームを受信時に既に上限を超えている場合には次回審査日に繰り延べとなります。その場合にはご連絡いたします。

また、事前に申込済みであっても、各審査日の締め切り日までに事業管理課に申請書が届かなかった場合も次回審査に繰り延べとなります。

Q9	受付票はいつ返送されるのか。
----	----------------

審査日の翌日にFAXにて送信します。

（審査日当日は書類整理等の作業があるため、送信は翌日になります。）

ただし、審査時に不足資料等があった場合には順次ご連絡して、当該資料等の送付を受け、確認完了後に送信します。

Q10	申込ができているか確認したい。
-----	-----------------

申込完了の連絡はしないので、確認したい場合にはフォーム送信完了メールに記載のURLから受付状況をご照会ください。

Q11	代理人宛に結果通知書を送ってもらいたい。
-----	----------------------

申請書類と一緒に送付先を記載した長3封筒を同封してください。
封筒がない場合には申請者様へ結果通知書を送付します。

Q12	結果通知日を過ぎたが結果通知書が届かない。
-----	-----------------------

結果通知日に県庁より発送しますので、お手元に結果通知書が届くのは早くて翌日以降となります。
昨今の物流の状況から配送に中1日～2日程度かかることも多いようです。結果通知日から1週間程度経っても届かないようであれば、事業管理課までお問い合わせください。
なお、申請書類を郵送する際も想定よりも時間がかかる場合がございます。提出期限に間に合うように送付したつもりが、期限を過ぎて県庁に到着し、次回審査へ繰延になっている場合もございます。

Q13	結果通知書を確認したら、申請した内容（技術者や業種等）に誤りがあったことに気が付いた。 再度審査を受けることは可能か。
-----	--

再度申込していただき、全ての申請書、確認書類を揃えて送付してください。
通常の審査と同様の日程で審査を行います。

Q14	経審の結果通知書をなくしてしまった。再発行してもらいたい。
-----	-------------------------------

結果通知書の再発行は行っておりませんが、通知書の内容について証明を受けることができます。
経営規模等評価結果証明願をホームページ（『経営事項審査の手引き・申請様式のダウンロード』）からダウンロードし、必要事項を記入のうえ事業管理課へ郵送してください。

Q15	ある建設業者の経審の結果を確認したい。
-----	---------------------

経審の結果は（一財）建設業情報管理センター（CIIC）のホームページで公表されています。
アドレス：<http://www7.ciic.or.jp/>

■電子申請について

Q16	電子申請にしたい。どうしたらよいか。
-----	--------------------

電子申請システム（JCIP）にログインし、システム上で申請書を作成してください。

申請書の作成に当たっては、『経営事項審査の手引き 電子申請用補足版』をご覧ください。

Q17	電子申請にすると、結果通知書も電子になるのか。
-----	-------------------------

結果通知書は書面で発行され、郵送により通知されます。

Q18	電子申請にすると、いつ審査されるのか。
-----	---------------------

電子申請の場合もホームページに掲載の審査日に審査が行われます。

審査が行われるには提出期限日の 15 時 30 分までに申請書を送信し、かつ手数料の納付を完了している必要があります。

Q19	電子申請システムの操作方法がわからない。
-----	----------------------

システムの操作方法については、下記ヘルプデスク宛にお電話またはメールでお問い合わせください。

■ JCIP ヘルプデスク（受付時間： 平日 9:00～17:00）

TEL：0570-033-730

■ メールによるご照会

JCIP の「お問い合わせ画面」に照会内容等を入力の上送信してください。

申請書に入力する内容や確認書類等については、事業管理課までお問い合わせください。

Q20	システムで申請書を作成したが、送信できない。
-----	------------------------

JCIP では自動チェック機能が働いており、添付ファイルの漏れや計算の間違いなどがあるとエラーとなり、送信できません。

エラーメッセージの内容を確認し、修正して再度送信してください。

Q21	手数料はどうやって納付すれば良いか。
-----	--------------------

インターネットバンキングによる支払になります。

申請書を送信後、手数料納付の通知がありますので手続きを行ってください。

なお、電子申請の場合は収入証紙で手数料を収めることはできません。

Q22	電子申請では受付票の送付は必要ないのか。
-----	----------------------

電子申請の場合は、受付票の運用は行っておりません。審査の状況はシステムより通知されますので、必要に応じて通知画面を印刷しておくなどの対応をお願いします。

Q23	納税証明書・経営状況分析結果通知書の写しをアップロードしたが、紙の原本は送付が必要か。
-----	---

電子申請の場合には、消費税の納税証明書及び経営状況分析結果通知書の原本の送付は不要です。

なお、電子申請時の消費税の納税証明書はシステム上で納税情報を取得した場合、経営状況分析結果通知書は通知番号を入力した場合には、添付が不要になります。

■様式第二十五号の十四（申請書一枚目）

Q24	審査基準日後に建設業許可を取得した業種を、経審の対象業種とすることは可能か。
-----	--

審査日前に許可を受けた業種であれば、経審の対象とすることができます。
また、工事实績が無くても審査を受けることができます。

■別紙一 工事種類別完成工事高

Q25	消費税が未納だが、審査を受けられるか
-----	--------------------

審査を受けることは可能です。
ただし、未納がある場合、発注機関によっては入札参加資格が得られない可能性がありますのでご注意ください。

Q26	消費税の確定申告書における税額（差引税額⑨＋納税額⑳）と納税証明書の納付すべき額が一致しない。
-----	---

原則、確定申告書の税額（⑨＋⑳）＝納税証明書の納付すべき額 となりますが、一致しない場合は修正申告をしていたり、税務署から減額更正や追加納付が発生していることが考えられます。

前者の場合は、修正後の申告書、納税証明書で揃えてください。

後者の場合は、税務署からの通知等金額の確認ができるものを添付してください。

Q27	完成工事高が消費税の確定申告書の課税標準額よりも大きな金額になっているが良いか？
-----	--

完成工事高＞課税標準額となっている理由について説明する資料を提出してください。（できる限り金額を示すなど具体的に記載してください。）

確定申告の修正申告を行っている場合には、修正申告の写しを提出してください。

完成工事高に兼業売上や雑収入が含まれている場合には、決算変更届を修正し、経営状況分析を再度行う必要があります。

Q28	内訳業種の記載が必要な場合は？
-----	-----------------

次の業種を申請する場合には、実績が無くとも必ず、対応する内訳業種の工事高の記載が必要です。

（完成工事高や元請完成工事高が0であっても記載が必要です。）

また、添付書類として、直前3年の各事業年度における工事施工金額（経営事項審査用）が必要になります。（手引き P12）

申請する業種	必要な内訳業種
010 土木一式工事	011 プレストリットコンクリート構造物工事
050 とび・土工・コンクリート工事	051 法面処理工事
110 鋼構造物工事	111 鋼橋上部工事

Q29	土木一式工事・建築一式工事に含むことができる専門工事は？
-----	------------------------------

土木工事業・建築工事業について、建設業許可を得ていて、経営事項審査の審査対象としているときに建設業許可を得ている次の各専門工事業を各一式工事に含むことができます。

なお、各一式工事に含めた専門工事は、審査対象として申請することができません。

010 土木一式工事	050 とび・土工・コンクリート工事 060 石工事 130 舗装工事 290 解体工事
020 建築一式工事	030 大工工事 040 左官工事 070 屋根工事 100 タイル・れんが・ブロック工事 190 内装仕上工事

Q30	昨年までは「とび・土工・コンクリート工事」を「土木一式工事」に含んで申請していたが、今回はそれぞれ申請したい。前年・前々年の完成工事高はどのように記載したらよいか。
-----	--

今回からそれぞれの業種で申請する場合には、前年・前々年の完成工事高もそれぞれの業種に分けて記載してください。

Q31	計算基準の区分を「2. 3年平均」を選んだ場合の記載方法がよく分からない。
-----	---------------------------------------

各業種の前年・前々年の完成工事高を「完成工事高計算表」に記入し、2年分の完成工事高の平均値（端数切捨て）を各業種の完成工事高として記入してください。元請完成工事高も同様です。

3年間の平均値について記載箇所はありませんが、上記の記載内容から3年の平均値が計算されます。

Q32	前年・前々年の各業種別の完成工事高は平均値の端数切り捨てとなるが、その結果、合計値と業種別の工事高の総和が一致しなくなった。
-----	--

端数切り捨てによって生じた誤差は「その他工事」に計上し、業種別の工事高の総和と合計が一致するようにしてください。

Q33	昨年までは5業種で申請していたが今年は1業種のための申請。申請しない業種も記載すべきか。
-----	--

今回申請しない業種の完成工事高は「その他工事」にまとめて計上してください。
完成工事高の合計は変えないようにしてください。

Q34	親から個人事業を承継したが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含めることができるか。
-----	---

当期の事業年度開始日から遡って2年（または3年）以内に建設業許可を持つ個人事業主（以下、被承継人）から、建設業の主たる部分を承継した者（以下、承継人）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること。
- ② 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること。
- ③ 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること。

Q35	個人事業主から法人成りしたが、完成工事高及び営業年数に過去の実績を含めることができるか。
-----	--

当期事業年度開始日から遡って 2 年（または 3 年）以内に建設業許可を持つ個人事業主（以下、被承継人）から建設業の主たる部分を承継した者（以下、承継法人）であって、次のいずれにも該当する場合は、前事業体の完成工事高と営業年数を反映することができます。

- ① 被承継人が建設業を廃業すること。
- ② 被承継人が 50%以上出資して設立した法人であること。
- ③ 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること。
- ④ 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること。

■別紙三 その他の審査項目

Q36	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況は小規模工事も含め全ての工事に対応が必要なのか。
-----	---

民間も含めた全ての建設工事が全ての公共工事を選択可能です。

なお、この場合の工事は軽微な工事（請負金額税込 5 0 0 万円以下）や災害応急対策工事を除きます。

Q37	法定外労働災害補償制度加入の加点の条件とは？
-----	------------------------

次の要件の全てを満たす法定外労働災害補償制度に加入する必要があります。

審査には要件を満たされていることが分かる証明書や保険証券等の写しの添付が必要です。

- 1 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること。
- 2 下請負人の職員も補償対象としていること。
- 3 死亡及び後遺障害等級 1 級から 7 級までを対象としていること。

Q38	審査基準日時点での法定外労災の加入証明書を既に保険期間が終了したため、廃棄してしまった。
-----	--

保険代理店へ加入証明書の再発行を依頼してください。

Q39	防災協定を締結しているわけではないが、防災活動に参加した。加点対象となるか。
-----	--

あくまで防災協定を締結しているかどうかで審査されますので、実際に活動を行ったとしても、審査基準日時点で防災協定を締結していなければ、加点されません。

なお、加点の対象となる防災協定は、建設業者が保有する技術力・資材を使って災害復旧等の活動を行うものです。協定の実態が請負契約や期間委託契約であるもの、宅建業者、運送業者、測量・設計業者の経営資源を活用するもの、災害復旧に直接結びつかない物資供給を内容とするものは対象になりません。

Q40	防災協定を複数締結している場合は、さらに加点があるか。
-----	-----------------------------

あくまで防災協定を締結しているかどうかで審査されますので、経審においては複数の防災協定を締結していても追加の加点はありません。

Q41	2級登録経理試験の合格者の合格証や登録証は毎年添付が必要か
-----	-------------------------------

添付が必要です。

また、合格者の常勤性を確認しますので、健康保険・厚生年金保険標準報酬決定通知書の添付も必要です。

Q42	項番【61】、【62】に該当する資格とは何か
-----	------------------------

各項番の対象資格は次のとおりです。

項番【61】：公認会計士、税理士、1級登録経理試験合格者

項番【62】：2級登録経理試験合格者

■技術職員名簿（別紙二）

Q43	同一の技術者が同一業種に二つの資格を記入できるか。
-----	---------------------------

1人の技術職員で1つの業種に2つの資格を記入することはできません。（1人の技術者で1つの業種に二重に加点することはできません。）

別業種であれば1人2業種まで記入可能です。

Q44	審査を受けない業種の資格を記入しても加点となるか。
-----	---------------------------

審査を受ける業種のみが加点の対象となります。審査を受けない業種の資格は記入しないでください。

Q45	審査対象業種に技術者 0 人の業種があっても良いか。
-----	----------------------------

大丈夫です。技術職員 1 人につき 2 業種のための申請となっているため、複数業種の審査を受ける場合には、技術者が 0 人となる業種があってもかまいません。

Q46	技術者の資格証の写しは毎年添付必要があるか。
-----	------------------------

昨年と同じ技術者が同じ資格で申請する場合は、資格証の写しを省略することができます。前年経審と異なる資格で申請した場合や、新たな技術者を申請する場合は資格証の写しが必要です。

また、監理技術者資格者証を取得している技術者は監理技術者資格者証と監理技術者講習の修了証の写し（監理技術者資格者証の裏面）を 毎年 提出する必要があります。

Q47	大臣認定者で監理技術者講習を受講している場合、講習受講欄は「1. 有」にしてよいか。
-----	--

大臣認定者の方は「2. 無」となります。

1 級国家資格者相当の資格を持っていて、監理技術者資格者証の交付を受けている場合のみ「1. 有」を記入できます。

Q48	「土木施工管理技士」「建築施工管理技士」で解体業の申請する場合は資格証だけでよいか。
-----	--

平成 28 年以降の資格取得であれば、資格証のみの添付で良いです。

平成 27 年以前の資格取得であれば、資格証のほかに登録解体講習の修了証か 1 年以上の解体工事の実務経験（実務経験証明書）が必要になります。

Q49	審査基準日時点で有効であった監理技術者講習の修了証が申請時まで有効期限が切れたので、更新を行った。新旧どちらの修了証を添付すれば良いか。
-----	--

審査基準日時点で有効な更新前の修了証を添付してください。

（注意）

団体によっては、以前の講習受講のシールの上にそのまま新しいシールを貼ってしまい、基準日時点以前の講習受講終了日が確認できないことがあります（新しいシールは剥がせないため）。その場合には、新しいシールを貼る前の資格者証（裏面）の写しを添付ください。見つからないときには、発行団体等に確認するなどして、基準日時点以前の講習受講終了日が分かるものを添付願います。

Q50	監理技術者補佐については、資格証明として技術検定 1 級の一次試験合格通知を提出すれば良いか。
-----	---

一次検定合格通知に加えて、主任技術者となる資格を証明する書類が必要となります。
(手引き P 2 4)

Q51	実務経験で監理技術者資格者証を取得している技術職員を監理技術者補佐として記載したい。
-----	--

可能です。監理技術者資格者証を取得していれば、監理技術者補佐としての現場配置が可能であることから、経営事項審査についても監理技術者補佐として記載が可能です。

Q52	審査基準日から審査日までの間に退職してしまった技術職員は対象となるか。
-----	-------------------------------------

審査基準日時点で 6 ヶ月以上の期間雇用していた技術者であれば対象となります。

Q53	技術者が高齢で健康保険の対象から外れている。厚生年金保険の標準報酬月額のお知らせでも代用可能か。
-----	--

技術者の常勤性を確認できる書類として、厚生年金の標準報酬月額のお知らせを添付して頂くことも可能です。

Q54	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿はどのような場合に提出するか
-----	-------------------------------------

高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の適用を受けている方は、定年後に再雇用に伴う社会保険等の資格再取得により 6 か月超の雇用期間が確認できない場合や、1 年ごとの雇用契約更新といった雇用期間が限定されている場合であっても、技術職員として評価されます。

同法の適用を確認するため、本名簿と就業規則又は労働協約の提出が必要となります。

Q55	出向社員は対象となるか。
-----	--------------

出向社員は出向契約書（又は出向協定書）、給与の支払明細や出勤簿等により、出向社員の給与、社会保険料等の支払い方法等を確認し、出向先に常勤していることが確認できた場合には、対象となります。

なお、この場合は出向元では技術職員名簿に記載することができません。

Q56	登録基幹技能者はどの業種を選択できるのか。
-----	-----------------------

登録基幹技能者は、登録基幹技能者講習修了証に記載のある業種のみ選択できます。
 確認書類として、登録基幹技能者講習修了証の写しを提出してください。

■建設機械の保有状況一覧表（別表１）

Q57	審査の対象となる建設機械は何か。
-----	------------------

対象となるのは、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーター、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、移動式クレーン、ダンプ車です。（手引き P 2 2）

Q58	バックホウを新規に購入してから日が浅いため、特定自主検査をまだ行っていない。この場合、加点はされないか？
-----	--

通常、建設機械の納品時には検査を行っていると考えられることから、納品から１年以内であれば特定自主検査を行ってなくても加点の対象となります。
 売買契約書等の購入を証明する書面の添付が必要になります。

Q59	審査基準日以降に１年７か月以上の残期間のあるレンタル契約の場合は、加点対象となるか。
-----	--

レンタル契約では、長期間であっても加点対象とはなりません。加点の対象となるのはリース契約の場合のみとなります。

■技能者名簿（様式第５号（改））

Q60	対象の技能者はキャリアアップシステムに登録した技能者のみが対象か？
-----	-----------------------------------

審査基準日以前３年間で、建設工事の施工に従事した技能者（技能労務に従事する従業員・現場作業のために雇用している従業員）が対象となります。
 よって能力評価を受けていない場合も対象となります。この場合、技能者名簿の評価日の欄は空白になります。

Q61	技能者と技術者の両方に該当する場合は両方カウント可能か？
-----	------------------------------

主任技術者、監理技術者の要件を満たす等の技術者であっても過去３年間で建設工事の施工に従事した場合は技能者として申請することができます。

このため、「技術者」「技能者」両方の名簿に記載される場合があります。

技術者が管理業務のみを行っている場合には、「技術者」にのみ申請可能です。